

道路交通法の一部改正 **あそぶせ**

平成29年3月12日スタート

～運転免許証更新時の高齢者講習が変ります～



70歳以上75歳未満のドライバーは…

■70歳以上75歳未満のドライバーが免許証を更新するためには、更新期間満了日の前6ヶ月以内に高齢者講習を受けなければなりません。

高齢者講習の時間が
が短縮されます

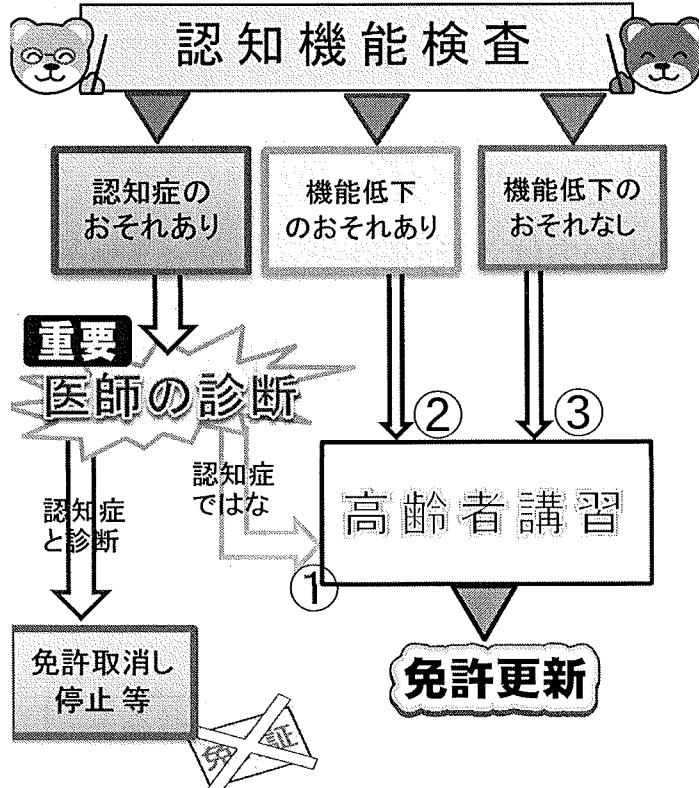
- ◆現行の3時間から2時間に短縮
- ◆講習手数料…4,650円



75歳以上のドライバーは…

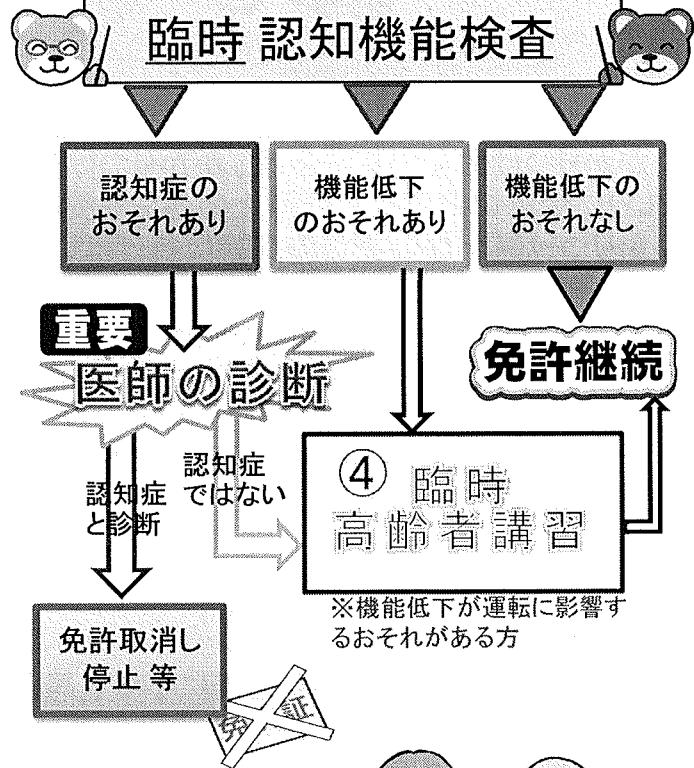
■75歳以上のドライバーが免許証を更新するためには、更新期間満了日の前6ヶ月以内に「認知機能検査」と「高齢者講習」を受けなければなりません。改正後は、「認知症のおそれあり」と判定された方全員が専門医の診断を受け、診断書を提出しなければなりません。

運転免許証を更新するとき

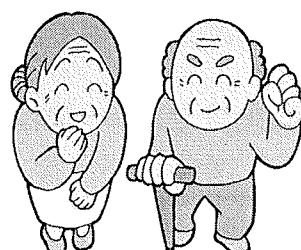


一定の違反をしたとき

※更新期間に関わらず一定の違反をしたとき



- ◆認知機能検査……時間30分、手数料650円
- ◆高齢者講習①②……時間3時間、手数料7,550円
- ◆高齢者講習③……時間2時間、手数料4,650円
- ◆臨時高齢者講習④……時間2時間、手数料5,650円



Q1 認知機能検査はどこで受けるんですか?

◇「認知機能検査・高齢者講習のお知らせ」のはがきが届いたら、お近くの教習所に電話等で直接予約してから受けてください。

講習の予約は大変混み合います。
はがきが届いたら、すぐに予約の電話をすることが大切です。

Q2 認知機能検査って何ですか?

◇自分の認知機能の状況を簡易な検査によって自覚してもらい、引き続き安全運転に努めていただけるよう支援する目的で行う検査です。

※認知症の診断を行うものではありません。

Q3 認知機能検査って、どんな検査をするんですか?

- ①年月日、曜日、時刻を答える
- ②16コの絵を覚え、どんな絵だったか答える
- ③指示された時刻の時計の絵を描く



検査のやり方、16コの絵などは、警察庁のホームページ等に掲載してありますので、前もって予習することができます。
くわしくは、運転免許センターにご相談ください

Q4 臨時認知機能検査の対象となる違反は何ですか?

◇認知機能が低下すると行われやすいとされる18種類の違反が対象となります。



- 信号無視 ○指定場所一時不停止 ○通行禁止違反
- 通行区分違反 ○しゃ断踏切立入り等 ○指定通行区分違反
- 徐行場所違反 ○進路変更禁止違反 ○横断歩行者等妨害違反
- 進路変更禁止違反 ○合図不履行 ○交差点右左折等方法違反
- 横断等禁止違反 ○優先車等妨害違反 ○安全運転義務違反など

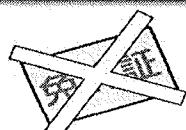
Q5 医師の診断って、どこの病院に行けばいいんですか?

◇かかりつけ医がいる場合は、かかりつけ医に相談、受診してください。受診しないと、免許の取消し又は停止の処分を受けることになります。
かかりつけ医がなく、どこの病院に行けばいいのかわからない方は、運転免許センターにご相談ください。



Q6 臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けないとどうなりますか?

◇入院しているなどのやむを得ない理由がなく、通知を受けた日の翌日から1ヶ月以内に受検(講)しないと、免許の取消し又は停止の処分を受けることになります。



Q7 最近、安全運転に不安を感じるんですが、どうすればいいですか?

◇運転をされない方や安全運転に不安を感じるようになった方は、運転免許証の返納をご検討ください。運転免許証の有効期限内に自ら返納された方は、身分証明として使用できる「運転経歴証明書」(有料・1,000円)を申請することができます。

運転経歴
証明書

運転免許センター又はお近くの警察署にご相談ください。

お問い合わせ 〒322-0017 鹿沼市下石川681

栃木県運転免許センター(栃木県警察本部運転免許管理課)

電話 0289-76-0110 代表 (内線351~355) 平日9:00~17:00まで